

第1種電気工事士免状の取得に 必要な実務経験年数を短縮します！

5年以上 ⇒ 3年以上

令和3年4月1日～

- ※ 電気工事士法施行規則第2条の4の改正により、令和3年4月1日以降に免状交付申請を行う場合、第一種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方が3年以上となります。なお、大学・高専の電気工学系を卒業の方は、改正前から3年以上となっております。
- ※ 新潟県にお住まいの方の電気工事士免状の申請受付は以下で行っています。

新潟県電気工事工業組合

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、窓口での受付を休止しているため、郵送での申請に御協力ください。

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通6番町1203

新潟県電気工事工業組合 免状交付業務担当(電話025-229-1587)

【新潟県にお住まいの方のご相談・お問い合わせ先】

新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 新エネルギー資源対策室

電話 025-280-5257